

琉球大学学術リポジトリ

「臺灣米☒移出商同業組合月報」 第百二十三号

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 台湾, 米穀移出商同業組合, 農業 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38273

矢内原忠雄文庫

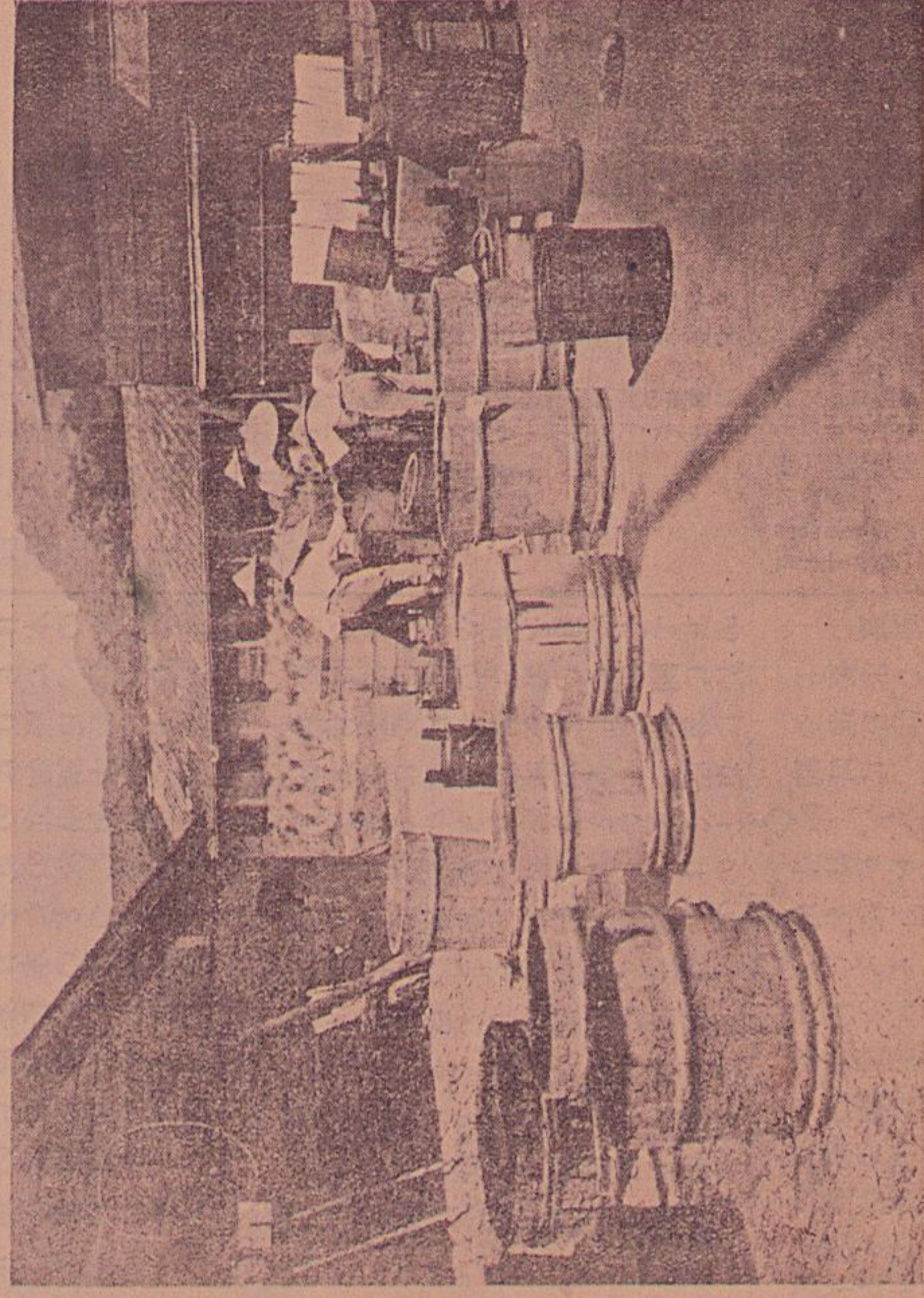
史料名	「臺灣米穀移出商同業組合月報」昭和二年三月三十日 第二百二十三号
封筒番号	363
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 17 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

大正十五年三月二十三日第三種郵便物認可
昭和元年三月二十日發行毎月一回十日發行

臺灣米穀 移出商同業組合報

定價 一六 郵部(郵稅) 二二 金 四十四 錢
行 前 月 前 金 二 二 四 十 錢
廣告料 五 號 字 十 五 號 行 四 十 錢
發行所 臺北 市 永 樂 町 一 丁 百 二 番 地
臺灣 米 穀 移 出 商 同 業 組 合 本 部
印刷所 臺北 市 永 樂 町 四 丁 百 三 十 番 地
株式會社 臺灣 日 新 報 社

行施防豫除驅病熱稻に粳種



す施を法浸湯温水冷
む力ごはそ今年今家術技の地産主米來蓬

三月號目次

- 崇高なる農の使命とその天職の親み(續).....二頁
- ◆ 臺灣總督府の發表したる昭和元年度第二期米實收穫.....二頁
- 新竹州下の内地種糯の栽培熟.....二頁
- ◆ 降雨つゞきで苗代が腐る.....三頁
- ◆ 一期米出廻遅延は先物取引に影響せん.....三頁
- 大正十五年度第二期米作付甲數及實收穫.....至四頁
- ◆ 二月中組合員の移出米調.....六頁
- 蓬萊一期米先高見越して賣手皆無の状態.....六頁
- ◆ 一期蓬萊米の青田賣買始まる.....六頁
- ◆ 外米買付と粳米、劈頭第一に打撃を受る.....六頁
- ◆ 二月中本島輸入外國米調査表.....七頁
- 大阪商船の天津航路.....七頁
- ◆ 内地酒造米石高.....七頁
- ◆ 前縣香天田に蓬萊米直播具して可能なりや.....七頁
- 最近五箇年間臺灣米の實收穫.....八頁
- ◆ 最近五箇年間に於ける本島米穀供給概算表.....八頁
- 二月中臺北市場臺灣米況.....九頁
- ◆ 雜報九件.....至九頁
- ◆ 移出米の檢斤.....一〇頁
- ◆ 同業組合報.....一〇頁
- ◆ 正米市場組合報.....至一五頁
- 二月中本島移出米諸表.....至一八頁



崇高なる農の使命

その天職の親み (完)

日本に初めてのデンマーク式 日本国民高等學校 齋來春開校

荷くも日本国民高等學校といふからには日本魂の發育に力があつた日本古來の武運はどうして

現在の日本社會の狀態を知り、現在日本に於ける自己の立場を知つてもなほそれだけでは何も

努むべきを努め、神の御旨を盡して國の要求する大切な任務を自ら果すといふ人間にせなければ

御大典記念 事業として設けられた地方中堅人物養成機關であつて、年齢十八歳以上のもの

課すること講習生はすべて寄宿舎に收容して職員率先指導に當る等總て日本国民高等學校の計

身を鍛錬し且つ耕し且つ學ぶ間に勞働の眞精神と日本魂を養ふなすことは加藤校長の一貫せる

臺灣總督府の發表したる

昭和元年度第二期作米實收概

○稻米實收概 昭和元年度第二期作栽培面積は三十二萬六千八百四十一甲〇にして前年

百七十八石に比すれば六十二萬三千七百七十三石〇一割五分五厘増進する之れ本期は百七十四

Table with 4 columns: 州縣名, 作付面積, 收穫高, 價額. Rows include 臺北, 臺中, 臺南, 高雄, 花蓮, 澎湖, 合計.

Table with 4 columns: 州縣名, 作付面積, 收穫高, 價額. Rows include 臺北, 臺中, 臺南, 合計.

Table with 4 columns: 州縣名, 作付面積, 收穫高, 價額. Rows include 臺北, 臺中, 臺南, 合計.

Table with 4 columns: 州縣名, 作付面積, 收穫高, 價額. Rows include 臺北, 臺中, 臺南, 合計.

新竹州下の 内地種糯の栽培熱 本年一期産三萬袋

内地種米即ち養菜米の植付栽培を試みたる結果に依れば米種は勿論一回の試作に兼れば株が強い

州縣名	米				米				米				米			
	作付面積	收穫高	收穫甲高	價額	作付面積	收穫高	收穫甲高	價額	作付面積	收穫高	收穫甲高	價額	作付面積	收穫高	收穫甲高	價額
彰化
南投
雲林
嘉義
台南
高雄
屏東
花蓮
台東
澎湖
金門
合計

非常な勢で二期作付に熱中する現象を招来し本島産丸種作米栽培の成行に對しては關係筋で注目に一新機軸を出し内地産の全盛時目されて居る

苗代が腐る

臺北州では時直し二度

二月以來降り續いた天候は三月に入つても何時やむか今のところ全く見當が付き兼ねる状態であるが農作物中最も被害を受けてゐるのは臺北州では在來種の苗代田である、この降雨過多とそれに伴ふ冷気が大に災つてひどいところでは二度も苗代を時直したといふ状態である、此上雨が續くと又時直さねばならぬかも知れぬと頗る憂慮してゐる、臺北州下の第一期作の豫想は昨年一期作の養菜種が稻熟病にかかり大減收を見るに至つたので農家はこれに懲りて本年は在來種の栽培を希望するもの多く始めの豫想では養菜種は前年より三割位の附面積減少を豫想されてゐたが氣に弱い來種が前記の如く苗代で腐敗し二度も時直しこれから

いたのでは一期作の栽培に合はないので農民は養菜種栽培に轉することとなりこの結果本年の一期作の養菜種は前年同様若くは前年より幾分栽培面積の増加を見るに至るであらうといふ状態である、之で二期作に前年のやうな稲熱病も出す豊作であつたら或は現在の禍ひが轉じて福となるかも知れぬと觀られてゐる、昨年最近播種せしものは出廻り遅延するは止を得ることなれば時直しの養菜種出廻りは約三、四十日後の事となる理なれば本年の養菜米出廻りは一時に旺盛とならず追々出廻る見込なれば鐵道船舶の輸送は極めて圓滑に運ばるゝならん然し此事情を知らざる内地運賃運には苦痛の時機もあらんかと豫想せらる

一期米出廻遅延は先物取引に影響せん

一期養菜米の出廻りに於て昨今移出業者間には出廻遅延觀が行はれ先物の六七月受渡の大目ものに對しては大なる警戒が拂はれて居る即ち出廻りが遅延すれば相場は結局高値を示すから此際患惑することは丸種以上の失敗を招く慮れがあると見られて居る此の觀測は中部北部地方共に養菜米の播種期が例年比して寒氣が續いたのと降雨量の

爲め折角發芽した苗代も之が爲めに腐敗したもの少くないやうであつたし之の播種を繰返した關係で半月や二十日は當然出廻りが遅れるといふ見解からである故に一期米は一般に收穫期が遅れることは最早免れない形勢である而も内地の米商間では未だ此の間の消息に通せない爲めか東京を始め阪神間では一

(以下頁に續く)

昭和二年二月中移出米調

(單位袋) (組員報告)

移出港	計	米				計	商號	代表者氏名
		蓬萊米	普通米	九粳米	長粳米			
基隆移出	七五五	一七五	五九六	四三六	五〇〇	三三九	三井物産株式會社	津久井誠一郎
高雄移出	一三三〇	一三三〇	一三三〇	一三三〇	一三三〇	二二〇	三井物産株式會社	中島貫一
計	二〇八五	三〇八五	一七三〇	一七三〇	一七三〇	二二〇	三井物産株式會社	堀德治郎商店
基隆移出	九〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三〇〇	和豐商行	吳澄澄
高雄移出	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇	瑞泰合資會社	許雨亭
計	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	二〇〇	津坂商行	津坂鹿次郎
基隆移出	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	金德發商行	劉金
高雄移出	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	高調和精米所	高俊
計	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	方協豐商行	方玉敬
基隆移出	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	德記號	吳寶
高雄移出	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	五〇〇	陳中和製米株式會社	陳中和
計	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一七〇〇	一四〇〇	智記商行	王歸
基隆移出	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	五〇〇	合益商行	林阿發
高雄移出	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	五〇〇	瑞興商店	王港
計	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇	一〇〇〇	東興商店	陳大頭
基隆移出	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	三井物産株式會社	竹內虎雄
高雄移出	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	周長興精米所	周浦定
計	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	大永興株式會社	林熊徵
基隆移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	振發商行	吳永金
高雄移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	董湖商會	董湖
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	黃鼎興商行	黃金生
基隆移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	杉原商行	杉原佐一
高雄移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	株式會社泉和組	劉蘭亭
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	玉福商店	玉理三造
基隆移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	折田商店	折田重雄
高雄移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	宮之前商行	宮之前盛藏
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	洽成商行	李鵬儀
基隆移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	重藤商店	北島靖造
高雄移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	振興商行臺北支店	陳榮珍
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	綿豐商行	杜錫圭
基隆移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	源和豐商行	曾火炎
高雄移出	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	株式會社朝日精米所	小玉甚平
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇		

期米の先物小口商談が盛んに行はれて居る模様で其總數量は少くとも六七萬袋に達して居るものと觀測されて居る殊に本島への逆買も沖渡百斤十三圓十五錢見當で東京磯野商店賣の智記商行買で一千袋製成立したのと其の以前からの製米とを合せて約一萬袋見當の數量に達して居るものと想像されて居る何れにしても一期米の出廻りが例年に比して半月乃至一箇年間も遅延することあらば其受渡期に於ける取引上には影響を興へるのであるから一般に注目と警戒とが拂はれるのは當然の傾向であらう

蓬萊一期米先高見越して 賣手皆無の狀態

米界の前途は一般に強氣を構へて居る結果として本年第一期(青田)七月物蓬萊米の買買契約が弗々行はれて居るが昨日臺中市場は十九圓五十錢(二期現物に比し九十錢高)を唱へて居るも賣手は觀測して居る

一期蓬萊青田買 糶十石九十圓見當

一期蓬萊米に對する先物取引は昨今來陸續六七月もの二十圓見當で内地や朝鮮からの逆買ものも本島米商間では之に應ずるものなく二十圓見當ならば反對に買手もある程で殆んど商談が成立しない狀況である然るに産地では所謂青田買が行はれて居る模様

外米買付と灣米 劈頭第一に打撃を受ける

内地に於ける米穀商の外米買付高は最近まで二十萬噸に達して居る様である然れば之を石に換算せば一噸七石と見て百四十萬石を買付られ本月中旬以後には毎船外米の入津を見ることになる然るに方政府の發表したる處に依りて見れば本年の消費米不足は先づ五百萬石と見られて居るから百四十萬石を輸入しても猶ほ三百六十萬石は不足を告ぐる譯で此の購辦は引き続き外米の買付は盛んに行はれるのは當然の事に屬するも倍て之を冷靜に考ふれば政府の發表した

最近五箇年間本島米作付甲數及實收穫高明細表

年別期別	總作付甲數	總實收穫	米												
			粳				普通				糯				
			作付甲數	實收穫	甲當平均	收穫率	作付甲數	實收穫	甲當平均	收穫率	作付甲數	實收穫	甲當平均	收穫率	
大正十一年	三三五五四	二七三五六〇	四二七	七二九六	一七〇八四	三三〇、五三三	二、五七六	八、四八	九、二一九	五、四六八	五、二四八	九、五九八	九、〇八六	九、九七二	一〇、五三六
同十二年	三三、八八八	二六〇〇、四〇五	二二五六	三五、五五二	一、七五七	二、六二七	二、四四八	八、八八	一、五〇三	六、二二四	四、八七五	七、八四五	七、二四〇	七、七二四	九、四七六
同十三年	二四、八六〇	二、九八〇、〇二〇	一、四一七	二、五五五	一、五九九	二、四二四	二、六二四	四、〇四	二、四四五	八、三三三	八、六三二	九、四五六	四、八〇七	五、八三三	一〇、五〇五
同十四年	二四、九三三	二、七四二、一三三	一、四七九	八、七三六	一、八三五	一、七九二	二、一八〇	五、五三	二、四八二	四、五〇三	四、三五四	九、九七八	六、七二九	七、五九七	一〇、八三八
同十五年	三、六九〇	三、三八二、〇五〇	一、四七七	二、七八三	一、〇三五	三、五九九	一、五〇七	六、〇二	一、〇二二	四、八四四	四、四三三	九、三三七	五、七六五	六、一四八	一〇、三六〇
平均	二、四三二	二、八六四、四五六	三、七四一	四、六二九	二、三三五	一、九二〇	二、二七二	五、九八	一、七六三	五、九九五	五、四四二	九、一六八	六、七三五	七、四二六	一〇、三三五

備考 本表中糯米の調査は十一、十二、十三年度は組合調査に基き十四、十五年度は總督府調査に據る

最近五箇年間に於ける本島米穀需給概要表

年次	實收穫生産高			輸移入高			生産高輸移入高合計	輸移出高			差別推定需給高	現住人口	差額一人當り推定需給高
	前年二期	本年一期	計	輸入	移入	計		輸出	移出	計			
大正十一年	二、四六八、八五八	二、七三三、六二〇	五、二〇二、四七八	二、七八二	二、六二八、九二〇	五、四一〇、八四二	五、四一〇、八四二	三、〇七四	七、三二七	一〇、四〇一、一六六	三、八二二、五三八	一、三三六	
同十二年	二、七〇九、一九四	三、〇〇〇、四〇五	五、七一〇、五九九	一、八〇三	四、七七八	六、五八六	六、五八六	四、七九六	一、二七四、四五七	六、〇一〇、〇一四	三、八九二、九二二	一、〇六〇	
同十三年	二、二五五、六八二	二、九八〇、〇二〇	五、二四五、七〇二	三、九四五	八、四八五	一、二四三、三三三	五、三七〇、〇〇五	八、三七三	一、八七九、四九六	一、八七九、四九六	三、四八二、三三六	〇、八八〇	
同十四年	三、〇九六、六〇八	三、一七四、一三三	六、二七〇、七四一	八、三一七	六、五、八六九	一、五三三、九八六	七、〇五〇、六六七	三、九三八	二、三六五、四七八	二、四一九、三五六	四、〇一四、〇六四	一、四二二	
同十五年	三、二六九、〇五〇	三、八三二、一三三	七、一〇一、一八三	四、〇三一	二、五二六	六、五三七、七	六、五三七、七	二、六六	二、四一六、五四四	二、四一六、五四四	四、〇一四、〇六四	一、〇一八	
五箇年間平均	二、七六二、四六八	三、一六四、四五六	五、九二六、九三四	二、四三〇、五	四、五四九	六、九七九、九三四	六、九七九、九三四	九、六二九	一、七三四、六三三	一、七三四、六三三	三、九四四、二九八	一、〇六六	

註 本表數字の基礎は總督府發表の諸統計に據る但し糯米は百斤を米七十五斤とし一石を二百三十五斤と換算せり

昭和二一年一月米對ス... 銀行名 放資額 月米發... 在米庫調... 臺灣米況(本市場)...

Table with columns for date (日), price (元), and quantity (担). Includes sub-sections for '一月中東京正米日表' and '一月中阪神正米日表'.

Table with columns for date (日), price (元), and quantity (担). Includes sub-sections for '一月中東京米市況(二月也)' and '一月中臺北市場相場'.

Table with columns for date (日), price (元), and quantity (担). Includes sub-sections for '一月中阪神正米日表' and '臺灣米神戶日々市場(二月也)'.

Table with columns for date (日), price (元), and quantity (担). Includes sub-sections for '一月中東京定期米相場' and '一月中東京米市況(二月也)'.

Table with columns for date (日), price (元), and quantity (担). Includes sub-sections for '一月中東京定期米相場' and '一月中東京米市況(二月也)'.

Table with columns for date (日), price (元), and quantity (担). Includes sub-sections for '一月中東京定期米相場' and '一月中東京米市況(二月也)'.

Table with multiple columns listing dates from 15th to 17th, and various entries including names and numbers. Includes a sub-table for '一月中大阪定期米相場'.

No.17基隆到著米檢斤表 (昭和二年一月一日) Table listing inspection details for rice from Keelung, including inspection name, quantity, and date.

No.18基隆到著米檢斤表 (昭和二年二月五日) and No.19基隆到著米檢斤表 (昭和二年二月十四日) Tables listing inspection details for rice from Keelung.

No.20基隆到著米檢斤表 (昭和二年二月十八日) and No.21基隆到著米檢斤表 (昭和二年二月廿三日) Tables listing inspection details for rice from Keelung.

No.基隆到著米檢斤表 (昭和二年三月三日) Table listing inspection details for rice from Keelung.

組合報
昭和二年一月十二日
組合有志會
覺書(爲)「前號の續き」
「方議長
本日の打合會は先刻申上たる通り組合としては重大なる事なれば役員に於て決したるも尚ほ爲多數各員の御意見をも拜聽し慎重に考究し度く要點は大體に於て組合が倉庫を建設すると謂ふことの賛否を此の席にて御伺ひ致し度いのであります依て御議がなれば倉庫建設の方針を採り諸調査即ち敷地及位置建設費等一切の事を調査開始を仕様と思ひ各員に御相談申上ぐるのであります
「貴戚の聲あり
「方議長
夫れでは組合に於て米専用倉庫を建設する件は滿場一致の賛成とし是れを可決とし具體案作製に取り掛る事と致しす
(中略)
右決議後日の證として茲に覺書を作製し議長及出席者左に署名捺印するもの也
昭和二年一月十二日
爲昭和二年一月十三日
組長名
各組會員宛
米組第一三四〇號
組合定款に據る申合の件

の旨御合置被下度爲念右御通知申上候 敬具

昭和二三年三月五日

組合組長名
各組員宛
米組第一六二四號

買賣契約に關し役員會議の事

昨日役員會に於き買賣契約に關し左記の通り協定即時執行する様決議致候間御執行相成り度此段御通知申上候

左記

仲介者に依り買賣契約の事

一、買賣を仲介者に依り契約せんとする場合は相手方の証文を證券の書類を手合票に添附提示せしむること

一、前項の手續に依り契約したる後買賣當事者相互に於て該契約の承諾を證券の書類(電信又は書面)交換を必要條件とする事

以上

昭和二三年三月五日

組合組長名
徳和公司精米所
鄭名氏以下十四名殿

米組第一六二六號

拜啓 益々御繁榮之段奉慶賀陳者

代金授受方法の契約に關する件

貴下以下十四名と本組合との間に大正十五年一月六日契約米代金授受方法に付契約を締結致候件は當組合の事故米整理事業停止と移出港運送店荷役請負契約の解除とにより該契約の内容に著き變化を來し自然其の效力を失ふに至れる

今日付き本契約の更改又は解除に付き去る昨日當組合役員會に協議相重候處年遺傳本契約は一應

解除申上る意見に相繼申候就ては何事事情御察の上不可惡御思召被下度此段御意候 敬具

追て契約書は本狀に同封御返送申上候に付各位重敷御傳へ被下度從て今後緊組合員との契約米代金授受は一般の慣例に準據致し可申爲念申添候

昭和二三年三月七日

組合名
各組員宛
米組第一六二六號の一

爲歌縣を積出驛とする米商に對し代金清算の際全額支拂解除の事

大正十五年一月六日爲歌縣を積出驛とする米商徳和公司及鄭名氏以下十四名連名にて本組合との間に代金清算の際便宜全額支拂之様契約締結し置きたる件は事故米整理事業停止と兼陸運送店荷役請負契約解除とにより該契約の内容に著き變化を來し自然其の效力を失ふに到りたるを以て去る三月四日開催の役員會に於て一應解除するを妥當と認め契約解除を決議し先方に對し契約解除の通知済みに付以後爲歌縣を積出驛とする米商に對し一も契約米代金の授受は一般の慣例に據り御取扱ひ相成度此段御通知申上候

以上

昭和二三年三月五日

組合事務所

各組員宛
米組第一六二五號

積込證及引換證、證明の事

昨日役員會に於て產地賣買に提供する荷物積込證及引換證は從來往々舊物の行使ありて組合員の迷惑とらざりしに鑑み今回各發驛の驛長に證明し貴方様鐵道部に交渉することに意見一致したるを以

て交渉の結果可能なる場合は右證明を必要條件として代金の授受を致し候様決議相成候間何れ近日中鐵道部に交渉の結果正式の書面差上可申候も本件は豫め御合み置被下度爲念御意候

神戶米穀肥料市場より米穀検査に關し左の警告を發せたるも検査に關しては専ら鐵道部事務の同る處れば本件の關係を當局に於て轉ずる様依頼し置たり

昭和二三年二月九日

神戶米穀肥料市場

當組合宛
拜啓(中略)

豫て御承知の如く近時米穀の需要は内地各都市を通じて著しく増大し産額が増加と共に相互取引も旺盛に相成候は御同慶の至に御慶候然る處近時港に移入する第一期産米中第一期産米の多量に混入せるもの勢からず殊に甚敷は一期産米にして生産額又一期産の儘單に包裝し第二期産米の検査證印を挿し二期米として移出されたるもの等發見受渡に際し故障續出し當業者は多大の迷惑を感ずると同時に一般に不安を感ずるに至り如斯は將來相互取引上至大なる悪影響を及ぼすのみならず蓬萊米の聲價を失はしめ延て累を總府検査の威信に及ぼす儀と被存候に就ては今後驚と御注意相煩し折る不正品の移出根絶に一層の御努力相願度此段以書面御意候也

神戶輸入米穀商組合より轉互取引條上しに付左の警告を發せたるを以て目下其の實行方法に付き慎重考慮研中

拜啓(中略)

臺灣米の取引に關しては御地組合員と當地組合員及名古屋東京と此の四組合等は日一日と取引の頻

繁を重ね從て取引上密接の關係を有する事とも相成特に貴組合と當組合とは同一の立場に在り御互に組合員等の取引關係を圓滑ならしめ且つ相互取引上の苦情を未發に防ぎ不正行為者並に尙も背徳の行爲ある者に對しては飽迄懲戒せしめ再び我が米穀界に立つこと能はざるに至らしめ其の懲戒方法の一つとして當組合は從來取引の不履行者に對しては取引拒絶の處分を行ひ之を關係組合なる東京、横濱、名古屋、大阪、兵衛、下の關等に通知して爾來取引を爲さざる様警戒せしめ又た間接關係者たる銀行集會所及取引銀行、神戶の運送店回送店等夫々取引上の注意を與へ又惡徳行為者の内にも先づ不誠から解決したるもの對しては組合員のみならず將來の取引上警戒すべき様注意書を發して注意を與へ之れを形式でなくして實際に於て確實に實行し來りたり之れを無視し或は名義を變更して取引したる組合員に對しては其の違犯者は二十日乃至三十日間の取引拒絶處分を行ひ組合等は絕對に取引を爲さざる事を確く規約を遵守し當組合員にも會て二、三違犯者ありて處分したる實例も有之貴組合に於ても此の方法に依り今後當組合員が貴組合員に對し不正行為背徳の行爲ありたるときは遠慮假借なく御通知を受け當組合は之れに依り取引の警戒を爲し又貴組合員が當組合員に對し同様の行爲ありたるときは一々通知して貴組合に警戒を與へて取引拒絶、警戒、注意等を爲し雙方共に取引の安全を圖り度種々講究協議したることあるも唯だ實行如何にあることに付當組合は從來大阪、兵庫、名古屋、東京、下の關と聯絡を取り互に通知して

警戒し居るも兎角實行が難かしく大阪、東京とは稍々實行出來居るも兵庫、名古屋が實行充分ならず洵に遺憾に思ひ居り候當組合のみは著しく效果を表はし居り候希くは將來貴組合員と當組合員とは年々益々密接なる關係を有する次第に付今後は事の大小を問はず御互に通報して安全なる取引を持續致し度當組合員等多數の希望に付何幸御採用被下度此段御意を得度候也

昭和二三年三月三日

神戶市米穀第六百六番番號

神戶輸入米穀商組合
當組合宛

昭和二三年三月五日

組合事務所

各組員宛
米組第一六二三號の一

臺中米穀搬出商業組合の米穀買賣契約に關する決議

今團新に創立したる臺中米穀搬出商業組合は去る二月二十六日評議員會に於て左記の事項決議せられ即日より實施し且つ臺北仲介業者聯合會へも通知済なる旨參考として移接相手仕候に付き不取敢御通知申上候

左記

一、組合員が仲介人を介して米穀を購買する場合其の仲介人を相手方の連帶責任者とする事

以上

昭和二三年三月四日

組合名
各組員宛
米組第一五七九號の二

折田商店代理店解任の事

東京深川木村總兵衛商店は去る二月二十六日折田商店に對し代理店取消の旨電信ありたるを以て即時

各組合員に御通知申上置候處當時電文不明瞭の點ありたりしが今回同店より左記書面を以て正式に折田商店に對し代理店解任の届書提出有之候に付不取敢御移申上候

左記

昭和二三年二月二十六日

東京深川區野町三丁目五十六番號

木村總兵衛商店
當組合組長宛

代理店解任御届

弊店が貴組合員との間に爲したる買賣取引契約にして貴組合員の所在地に於て受渡被に代金の授受を爲すものに付臺中市大和町二丁目三番地折田重雄を以て弊店の代理店と定め御届致置候處今回都合により解任致候間此段及御届候也

以上

昭和二三年三月十一日

組合名
各組員宛
米組第一六二六號の一

折田商店代理店取消の事

橫濱市合資會社野月商店は今回折田商店に對し代理店取消の旨左記の通り届出有之候に付不取敢御移報申上候

左記

代理店取消御届

臺中市大和町二丁目

折田重雄

右者去る大正十五年十一月二十五日附を以て弊社と貴組合との間に買賣取引契約商品受渡に關し貴組合員各位と其の受渡及代金授受に關する一切の代理行爲を爲致候處今回都合により代理を取消し可申候間御承被下度此段及御届候也

昭和二三年二月二十八日

合資會社野月商店
代表社員 野月政春 謹

一、賣手となり買手となる相
 多數の組合員を市場に組織し
 得るや否や換すれば買人の
 側に立つ土體側よりも市場
 組合への加入者相当ありや否
 や

二、現在市中に行はるゝ取引が
 其の儘経費を負担して市場内
 取引も變じ得るや否や

三、一般取引者が其の取引を市
 場組合員に委託し組合員又進
 で之に應ずるの業務を引受く
 るや否や或は之等業務を引受
 くるに足る確實なる仲次業者
 の相当員數を組合員に收め得
 るや否や

四、市場外取引の取締可能なる
 程度如何

五、市場内取引に擔保制を敷き
 得るや假りに敷き得るとして
 も現在の状況に於て果して擔
 保者が擔保の範圍を相當擴大
 し以て一般の取引に波及し
 得る見込みありや

右の如き不安あるを以て舊制度に
 在る市場の再開は根本に於て誠
 理想的對案なるには間違なき處な
 れども去りとして今遽かに之を其の
 儘現狀に當て極めて直ちに其の
 目的に到達し得るや猶疑ひ多き恨
 ありと考ふ故に取引界整理當面の
 對策としては

一、經費の負擔を疊ひざるもの
 若し負擔するときは極く少額
 にて足るものなること

二、利用する取引者の數の多少
 に拘らず其の制度を相當期間
 維持し得るものたること

三、取引者の自由選擇し得る
 制度たるもの

四、而して或る程度迄取引の確
 實化を計り得るものたること

右等の條件を具備し比較的簡便な

る制度たるを要すと考ふ之れ米穀
 買賣登録細則を制定し不取市場
 を再開せんとする所以にして之に
 依らば相當擴大範圍に亘り現在の
 不安なる取引を救済する應急策と
 爲し得可く之を以て當面の對案と
 し更に退次舊市場再開の進展を計
 らんと考ふるものなり而して本制
 度の運用が相當の成績を收め得る
 に至らば以て舊市場再開への道程
 とも爲し得可く亦舊市場再開と本
 制度とは相並行して存立するも支
 障あること無く却て本制度は其の
 運用如何に依り市場外取引の取締
 上にも相當効果を擧げ得ること無
 しとせざる可く推定せらる此の意
 味に於て別紙米穀買賣登録細則草
 案は充分の御研究を希望するもの
 なり

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

ありたるるとき消滅す

第四條 登録の申請は毎日午前九
 時より午後四時迄とし、日曜、
 祭日、其の他の休日又は時間
 經過後に受け付けたるものは其の
 翌日受け付けたるものと看做す

第五條 登録を申請したる當事者
 雙方は登録金を組合に供託する
 を要す

登録金は現金又は銀行小切手を
 以て納入するを要す

登録金には利子を附せず登録金
 の銀行預入利子は組合の所得と
 す

第六條 納入金に充當したる銀行
 小切手にして不渡となりたる時
 きは總て始めより納入無かりし
 ものと看做す

第七條 登録金の納入ありたる時
 きは登録金領收證を交付す

第八條 登録金は之を本登録金及
 増登録金に別つ

本登録金は登録申請の際納入せ
 しめ米穀每一箇につき金一圓也
 とす

増登録金は登録を受けたる買
 手に對し相場の変動ありたるとき
 納入せしめ米穀每一箇につき金
 五十錢也とす但し本登録金は當
 事者雙方の合意に據り右定額よ
 り増額して供託することを待

第九條 相場の変動が登録せられ
 たる買價に比し每一箇につ
 き金七十錢以上高下ありたる時
 きは組合は其の損方に對し第一
 回増登録金の納入を請求すること
 とを得但前條但書に依り本登録
 金を増額して納入したる場合に
 於て時に當事者間に取極めなき
 ときは每一箇につき金三十錢を
 殘して第一回増登録金を請求す
 るものとする

第二回以後の増登録金は相場

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

臺灣正米市場組合米穀買賣
 登録細則

第一條 本細則に據り米穀買賣の
 登録を受けんとする者は別記に
 定むる登録申請書に所定事項を
 記載し當事者雙方記名捺印の上
 印鑑を添へ組合事務所提出す
 べし

前項の場合組合は當事者の申請
 を確認する爲め該買賣契約の成
 立を証す可き契約書又は之に替
 る可き證書類の提出を請求す
 ることあるべし

第二條 組合は買賣契約又は申請
 事項にして疑義ありと認めたる
 場合は其の登録を拒否すること
 を得

第三條 登録の効力は申請當事者
 雙方が登録金の納入を了し組合
 より登録證を當事者雙方に交付
 したる時に始まり受渡の完了、
 解合の成立其の他により登録の
 取消ありたるるとき又は違約處分

變動每一箇につき金五十錢毎に之を返還す

第十條 増證據金は納入の請求を發したる翌日午前中に納入するを要す但組合に於て特別の事情ありと認めたる場合は一日を猶豫することを得

第十一條 増證據金納入の請求は之を爲さざりし理由を以て組合は其の責に任ずることなし

第十二條 相場の変動に據り増證據金の供託を必要とせざるに至りたる時は相場の変動每一箇につき金五十錢毎に追次増證據金の返還を爲すことを得

第十三條 登録を受けたる者受渡を完了するか解合其の他に依り登録を必要とせざるに至りたる時は別記様式により登録證を添附して登録取消の申請を爲すべし

前項の申請ありたる時は登録金は登録金領收證引換に供託者に返還す

第十四條 登録を受けたる者受渡期日に契約品受授に不履行ありたる時は之を違約者とし組合は被違約者をして契約を解除せしめ契約價格と契約解除當日の相場とを比較し其の差額を既納證據金の限度に於て被違約者に交付す

前項の不履行に就き疑義ありたる場合は組合の裁定に據る

第一項の處分を行ひ違約者の供託したる證據金に猶ほ殘額ある場合は其の部分は違約者に返還す

第十五條 前條に據りて爲す買賣契約の解除は民法第五百四十二條に基き一切確告を要せざるものとす

第十六條 違約處分を了したるときは被違約者の供託したる證據金は之を本人に返還す

第十七條 増證據金納入の請求を受けたる者指定時間内に納入を了せざるときは其の者を違約者とし被違約者をして契約を解除せしめ第十四條乃至第十六條に據り處分す

第十八條 仲介者を有する買賣契約の登録ありたる時之に對して發する本組合の諸請求及其他一切の通知は之を仲介者に對して爲すことを得

前項の場合本組合員に非ざる買賣の當事者に對するものは事情の如何を問はず總て本人に對して爲したるものと看做す

第十九條 本規定に謂ふ相場は組合の毎日發表する價格を謂ふ休日其の他に依り該相場の發表なき時は其の前日各一日の平均價格に據り亦該相場の發表無き品種に於ては組合は適當と認むる組合員五名以上をして投票を行はしめ其の平均したる價格に據る

第二十條 組合は前條に據る相場が事情に照し公平を缺くものありと認めたる時は臨機の方法に據り之が調査決定を爲し其の價格を採用することを得

第二十一條 組合の採用したる相場に對しては一切異議を申述べることを得ず

第二十二條 違約處分に於て組合の決定したる相場と買賣價格との差額が交付を受けたる違約者の證據金額を超過したる場合に限り被違約者は不足部分につき違約者に對し損害賠償の請求を爲すことを得るものとす

第二十三條 違約處分を受けたる者は處分の日より滿一箇年間は

登録の申請を爲すことを得ず若し他人の名義を用ひて登録の申請を爲したるものと認めたる時は組合は其の登録を拒否することを得

第二十四條 本組合は本登録業務より生ずる金銭上の義務一切を負担すること無きものとす

第二十五條 買賣登録に對しては當分の内手数料を徴收せず但印紙に要したる費用は登録申請者の負擔とす

以上

別記様式一、
米穀買賣登録申請書
登録證書號碼第 號

拙者等別紙(別紙には現在一般使用の契約書用紙を行ひ四通を添附)の通り買賣契約締結後に付き貴組合米穀買賣登録細則に基き買賣登録被成下度就ては高一受渡不履行又は登録に關する御規定其他の御指圖に違ひ候等の場合は御規定の通り御處分の上證據金適宜御處理相成候共一切異議無之且つ買賣契約の解除には民法第五百四十二條の適用を承認し印紙相添へ此段以連名申請候也

年月日
住所
買主 商號 氏 名印
住所
買主 商號 氏 名印
臺灣正米市場組合御中

別記様式二、
米穀買賣登録取消請求書
買主 商號 氏 名
登録證書號碼第 號を以て登録相
受領別紙買賣契約は拙者等に於て既に解合成立致し候に付ては貴登録抹消の上證據金御返還相成度此段該登録證及證據金領收證相添以連名請求候也

年月日

臺北州臺北市永樂町五丁目一八七番地
方協豐商行 方 玉 墩
電話 臺北 一三〇番
二六六三番
電信略語(受信) 方玉墩又(方)

臺中出張所 臺中驛前
電話 臺中 七三三番
宜蘭出張所 宜蘭街字興門二番地
電話 宜蘭 一〇五番

臺中州臺中市櫻町一丁目三番地
德記號 吳 寶
電話 臺中 六六六番
電信略語(受信) 吳寶又(吳)

高雄州高雄市苓雅寮二二九番地
陳中和物產株式會社 陳 中 和
電話 高雄 八 番
電信略語(受信) 陳中和又(陳)

臺北州臺北市板橋區板橋七三六番地
智記商行 王 歸
電話 板橋 三五九九番
電信略語(受信) 王歸又(王)

臺北出張所 臺北市太平町二丁目八四
電話 臺北 一七八二番
一七八二番
電信略語(受信) 王歸又(王)

臺北州基隆市草店尾五番地
益 倉倉商行 林 阿 發
電話 基隆 九〇九番
電信略語(受信) 林阿發又(林)

臺北州臺北市維新三丁目五十二番地
瑞興商店 王 港
電話 臺北 番
電信略語(受信) 王港又(王)

臺北州基隆市媽祖宮口二十二番地
東興商店 陳 大 頭
電話 基隆 二七九番
電信略語(受信) 陳大頭又(陳)

臺北州臺北市北門町七番地
廣 竹 內 虎 雄
電話 臺北 一六三四番
一〇五〇〇番
電信略語(受信) 竹內虎雄又(竹)

住 所 賣主 商號 氏 名 印
住 所 買主 商號 氏 名 印
臺灣正米市場組合中
別記様式三、
米穀買賣登錄證
昭和 年 月 日附御申請の別紙
記載買賣契約は買主を 殿と
して昭和 年 月 日米組合米穀
買賣登錄細則に基づき登録番第 號
を以て登録を了し候也
但買賣當事者の何れを問はず本
證據金納入に充當の銀行小切手
にして萬一不渡と相成候場合は
本組合米穀買賣登錄細則に據り
本登錄は無効に御座候
年 月 日
臺灣正米市場組合
買主 殿

にして萬一不渡と相成候場合は
本組合米穀買賣登錄細則に據り
本登錄は無効に御座候
年 月 日
臺灣正米市場組合
買主 殿
別記様式四、
印紙 證據金領收證
一 金 也(納入金の額と別)
右當組合米穀買賣登錄細則に基づき
貴殿買賣登錄第 號本證據金とし
て正に領收候也
年 月 日
臺灣正米市場組合
殿
第五條第三項 購金には利子を附せず
金の銀行預入利率は組合の所得とす
第六條 納入金に差したる銀行小切手し
て不渡となりたる場合は繰り始めより納入
無かりしものと看做す
第十三條 登錄をせしむる者受渡を完了す
るに於て其の他依り登錄を必要とせざるに
至りたる場合は別記様式により登録証を返
却して登録取消申請を爲すべし
前項の申請りたる場合は購金は購金
領收證明書に於て返還す
第十四條 登錄をせしむる者受渡期日より約
定受控に不履行たりたる場合は之を違約者
とし組合は登録金を没収して契約を解除せし
め契約額等と没収解除當日の相場とを比較
し其の差額を没収解除金の限度に於て違約
者に交付す
前項の不履行は受控義務ありたる場合は組
合の責任に據る
第二項の處分を行ふ違約者の既託したる
購金に對しは殘額ある場合は其の部分は無約
者に返還す
第十六條 違約處分を了したるときは既納約
者の既託したる購金は之を本人に返還す
第十七條 増設購金納入の請求を受けたる者
指定時間内に納入せざる場合は其の者
を違約者とし既納者をして契約を解除せ
しめ第十四條乃至第十六條に據り處分す

第十八條 仲介者を行ふ買賣契約の登録の
りたる時に對し發する本組合の請求
及其他一切の通知は之を仲介者にして
爲すことを得
前項の場合本組合員と非ざる買賣の當事者
に對するものは本組合如何を問はず總之本
人に對して爲したるものと看做す
正市發第七號
昭和二年三月十七日
市場組合理事長 名
正米市場組合員宛
拜啓 買賣登錄開始と市場開場
の件
據て登錄制の實施可否に付き組合
員各位の御意見御伺中の處本日迄
別段之を否とするの御提議も無之
候に付ては御一統の御同意相蒙り
候義と奉存候就ては本日附を以て
當局に正米市場開場届を提出致
當局に三月二十二日より登錄事務開始
の事に取運び申候間精々御利用相
成度此段御案内を兼ね御依頼申上
候 敬具
追て去る四日開催の當組合評議
員會及市場振興調査委員會に於
て御提議有之候市場内に於ける
米取引の實行も市場開場と同時
に現行業務規程下に於ける取引
は實施取得る次第に御座候間臺
灣米穀移出商同業組合事務所階
上名當分の内便重借用し市場立
會場所と可致候間同所に御參集
の上取引御開始相願度此の義併
せて御依頼申上候



◎ 周長興精米所 周 油 定
臺北 電話 (臺北) 二八六四五番
電信路語 (受信) シウ又はフ

◎ 株式會社 林 熊 徵
臺北 電話 (臺北) 三三一七番
(臺北) 二八四七二番
電信路語 (受信) タイニイ

◎ 振發商行 吳 永 金
臺北 電話 基隆 四二二番
電信路語 (受信)

◎ 董湖商會 董 湖
臺北 電話 基隆 九一〇番
電信路語 (受信) 下ニ又は下

◎ 黃鼎興商行 黃 金 生
臺北 電話 臺北 九〇〇番
電信路語 (受信) タイホク
(發信) フコ又はフ

◎ 杉原商店 杉 原 佐 一
高雄 電話 (高雄) 七三〇八番
電信路語 (受信) タイホク
(發信) フコ又はフ
臺北出張所 臺北 電話 (臺北) 一九一九番
電信路語 (受信) タイホク
(發信) フコ又はフ
員林出張所 員林 電話 (員林) 一〇三番
電信路語 (受信) イシリン
(發信) ス

◎ 泉和組 劉 蘭 亭
臺北 電話 (臺北) 三五九七番
(臺北) 三五九八番
臺北出張所 臺北 電話 (臺北) 一〇六四一〇番
(臺北) 二五五二番
電信路語 (受信) タイホク
(發信) フコ又はフ

◎ 玉福商店 玉 理 三 造
臺北 電話 基隆 五五三番
電信路語 (受信) キイルン
(發信) フコ又はフ

昭和二年二月中基隆港移出米調 (單位袋)

在 庫 種 類	出 庫 地 別	出 庫 地 別										計			
		北 海 道 及 東 北 地 方	東 京 橫 濱	京 中 地 方	大 阪	神 戶	中 地 方	國 方	四 國 地 方	九 州 地 方	沖 繩		朝 鮮	其 他	
大正十五年 產 蓬 萊 米	一期		9,820	1,377			50	110	2,020					13,377	
同 普 通 米	二期														
同 九 州 米	三期														
同 長 門 米	四期														
大正十五年 產 蓬 萊 米	一期		8,424	412	1,300	4,999	4,936	20	10,070	1				30,142	87,647
同 普 通 米	二期					10				795				825	3,216
同 九 州 米	三期	1,100	41,870	5,600	3,600	11,935	7,221		4,230					75,576	264,219
同 長 門 米	四期		7,213		530	6,347		30	600	364				16,784	26,486
計		1,100	67,327	7,389	5,430	23,341	13,067	50	16,940	1,160	900		136,704		
累		5,846	125,907	21,022	14,337	100,192	69,320	9,325	38,362	4,734	11,400		400,445		

備考 (一) 大正十五年五月以降基隆移出二期米累計 1,454,533袋

內 糙米 蓬萊米 1,367,345袋
普通米 4,115袋

內 糙米 九糶米 69,389袋
長糶米 13,684袋

(二) 大正十五年十月以降基隆移出二期米累計 1,125,441袋

內 糙米 蓬萊米 192,246袋
普通米 14,144袋

內 糙米 九糶米 886,421袋
長糶米 32,630袋

重藤商店 北島靖造
 臺北州臺北市大和町二丁目八番地
 電話 臺北 二五四五番
 電信略語 (受信) ショウゲ ト
 (發信) ショウゲ ト

洽成商行 李 鵬 儀
 臺中州彰化郡彰化街西門三七六番地
 電話 彰化 二二番
 電信略語 (受信) コセ
 (發信) コセ

宮之前商行 宮之前盛藏
 臺北州臺北市北門町七番地
 電話 臺北 一八四六番
 電信略語 (受信) タイホク
 (發信) ミホ又ハミエ

折田商店 折田重雄
 臺北州臺北市大和町三丁目二番地
 電話 臺北 一九三九番
 臺北 三〇〇二番
 電信略語 (受信) タイホク
 (發信) シ又ハナリタ

小玉甚平
 臺北州臺北市建成町三丁目五番地
 電話 臺北 一七七三番
 電信略語 (受信) タイホク
 (發信) シホセキアイ
 (シ又ハナリタ)

木浦本店 朝鮮大浦府寶町
 群山支店 朝鮮群山府江戶町
 大阪出張店 大阪西區江戸堀前地
 釜山派員 朝鮮釜山府高島町
 錦山派員 朝鮮全羅北道錦山

源和豐商行 曾 火 炎
 臺北州臺北市港町一丁目八番地
 電話 臺北 一一五二番
 電信略語 (受信) シン又ハセ
 (發信) シン又ハセ

綿豐商行 杜 錫 圭
 臺北州臺北市港町三丁目四十七番地
 電話 臺北 二七四三七番
 電信略語 (受信) タイホク
 (發信) シ又ハセ

陳 榮 珍
 臺北州臺北市港町三丁目十四番地
 電話 臺北 二〇七七番
 臺北 二二五七番
 電信略語 (受信) ショウヘン
 (發信) ショウヘン
 (シ又ハナリタ)

本店 海山郡慈歌庄字慈歌九六
 電話 三畝四番
 出張所 大阪市外布施町四條通

昭和二年二月中高雄港移出米調 (單位袋)

產期	種類	仕向地別		東橫	京濱	中地	京方	大阪	神戸	神戶	中地	國方	四地	國方	九地	州方	沖繩	朝鮮	其他	計	累計	
		北滿及東北地方	一期米																			
大正十五年	糙米	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	203	-	-	-	-	-	303	-
同	普通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同	國九	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同	國長	-	-	-	-	-	-	150	-	-	-	-	-	50	161	-	-	-	-	-	6,364	-
大正十五年	糙米	-	-	778	-	-	-	6,980	18,818	-	-	-	-	4,650	10,400	-	-	-	-	-	1,139	-
同	普通	-	-	31,300	-	19,900	-	600	3,720	-	-	-	229	-	-	-	-	-	-	-	98,078	214,768
同	國九	-	-	4,830	-	2,600	-	7,730	23,238	-	-	-	-	-	2,850	-	-	-	-	-	5,759	20,365
同	國長	-	-	8,195	-	22,600	-	43,810	52,504	-	-	-	-	4,929	13,614	-	-	-	-	-	17,865	34,510
累	計	4,018	-	95,293	-	43,810	-	18,480	52,504	-	-	-	-	330	36,862	-	-	-	-	-	118,244	276,310

備考 (一) 大正十五年六月以降高雄移出二期米累計 366,814袋

內 粳米 63,339袋 九糲米 794袋
普通米 290,503袋 長糲米 12,118袋

(二) 大正十五年十月以降高雄移出二期米累計 431,449袋

內 粳米 12,121袋 九糲米 38,008袋
普通米 331,218袋 長糲米 50,042袋

許金木
 株式會社
 瑞豐商行
 電話 臺北 九四四二〇番
 電話 臺中 八一八番
 電信略語 (受信) タイホク (發信) ケンホク
 臺中出張所 臺中市橋町四丁目三十二番地
 臺北出張所 臺北市大和町三丁目二番地

裕東商行 吳穆德
 電話 臺北 二八四九番
 電話 臺北 二六〇八番
 電信略語 (受信) タホク (發信) ケンホク

中田常太郎
 電話 臺北 二六〇八番
 電話 臺北 二四八二番
 電信略語 (受信) タホク (發信) ケンホク

賴崇榮
 電話 臺中 四三三〇番
 電話 臺北 二一七六番
 電信略語 (受信) スイホク (發信) スイホク

吉江會 吉江正
 電話 臺北 二三四九番
 電話 臺北 三一九八番
 電信略語 (受信) タイホク (發信) ケンホク
 名尾市 加藤文八商店 臺北代理店
 名尾市 鐵東屋商店 臺北代理店
 神戶市 藤澤龜藏商店 臺北代理店

尾張屋商店 河田錄三郎
 電話 臺北 三一九八番
 電話 臺北 二八四九番
 電信略語 (受信) (カ)又(オ)
 名尾市 後藤商店 臺北代理店

永和商行 張芳印
 電話 員林 六四番
 電信略語 (受信) (チ)ホ(又)ハ(チ)

汪溪猛
 電話 員林 一二一番
 電信略語 (受信) イリ (發信) オウ(又)ハ(チ)

昭和二年二月中(高雄)兩港移出米調 (單位袋)

年別	仕向地別	種類	移出米										計	其他	計	累計	注意				
			北陸道及東北地方	東橫	京濱	中地	京方	大阪	神戶	中地	國方	四地						國方	九地	沖方	細
大正十五年	一	糙米		9,820	1,477		50	100		2,223								13,680	1,449,068	本累計は毎年五月以降	
		普通米																	293,996		
		九糶米																	69,546		
		長糶米																	25,702		
		計		9,820	1,477		50	110		2,223									13,680		1,838,312
大正十五年	二	糙米		14,120	2,677		50	110		10,231								31,281	204,721	本累計は毎年十月以降	
		普通米		9,202	412		4,999	4,986		10,400								93,903	347,102		
		九糶米		31,300	19,900		18,828	4,650		4,250								81,335	925,620		
		長糶米		1,100	5,600		12,635	7,450		3,450								34,749	82,672		
		計		1,100	102,610	28,512	13,160	46,529	17,886		28,331								241,268		1,560,115
		一累		207,080	62,155	32,817	92,723		73,101								657,575				

備考 昭和二年二月中移出米兩港合計 254,948袋

內譯 { 基隆 36,704袋
高雄 118,244袋

昭和五年二月二十三日發行第三種
昭和二年三月二十三日發行第一種
每月一回發行十日期間

◎ 德和商行 蔡老法
電話 員林 六四番
電信略語 (受) 信 (トクヲ又ハ○サ)

臺中州員林郡員林街員林四二番地

司 吉岡德松商店 吉岡德松
電話 臺北 四一八番
電信略語 (受) 信 (トクヲ又ハ○サ)

臺北州臺北市表町一丁目二十番地

① 市川實雄商店 市川實雄
電話 臺北 二六八〇番
電信略語 (受) 信 (イ又ハ○カ)

東京市 株式 岩崎清七商店 臺北代理店
長崎市 野田貿易合資會社 臺北代理店
釜山府 赤坂商會 臺北代理店

臺北州臺北市大和町三丁目二番地

全 野村定次郎商店 野村定次郎
電話 臺北 三一九八番
電信略語 (受) 信 (ノ又ハ○カ)

臺北州臺北市港町三丁目十番地

農商公司 謝慶
電話 彰化 一三二番
電信略語 (受) 信

臺中州彰化郡彰化街北門二六五番地

徐先汀
電話 臺北 一四三八番
電信略語 (受) 信 (キ又ハキセ)

嘉義支店 嘉義街北門外三七六
電話 嘉義 二〇一番
電信略語 (受) 信 (キ又ハキセ)

臺北州臺北市港町一丁目四番地

鈴木壽一
電話 臺北 二九三五番
電信略語 (受) 信 (シ又ハカカシ)

臺北州臺北市北門町七番地

許雨亭
電話 臺北 七五二八番
電信略語 (受) 信 (イ又ハ○カ)

基隆出張所 基隆市 崇新商店 (一) 〇五ノ三八番
神戶出張所 神戶市 元町五丁目二〇六番
電話 神戶 三三七七番
電信略語 (受) 信 (イ又ハ○カ)

臺北州臺北市表町二丁目二番地